

住所(施設の場所)等の表示変更について

皆様がお住まいの区域では、中神土地区画整理事業の換地処分(平成29年4月21日公告)により、その翌日から土地の名称・地番号が変更されます。これに伴い、皆様の住所(施設の場所)・本籍も別紙「通知書」に記載のとおり変更になります。

今後、皆様におかれましては、新しい住所(施設の場所)・本籍を使用していただくとともに、下記のとおり関係事項をまとめましたので、ご自分に該当する項目をご確認のうえ、それぞれ手続をお願いします。

- (1) ご自分で届出または変更の手続を必要とするもの……………1ページ
- (2) 市役所・法務局が書き換える主なもの(手続が必要ないもの) ……3 ページ
- (3) 地番号変更証明書について……………4 ページ

(1) ご自分で届出または変更の手続を必要とするもの

皆様にご自分で変更の手続をしていただく公的な事項には、主に次のものがあります。

※なお、銀行や株式、保険など一般民間企業との契約等については、それぞれ手続が異なりますので、お手数ですがそれぞれの窓口へお問合せのうえ、必要な手続をしていただきますようお願いいたします。

保険・年金・医療等

変更の種類	手続をする人	手続先	必要書類	手続期限等
国民年金・厚生年金受給者の住所変更	年金受給者	日本年金機構 砺波年金事務所 Tel.0763-33-1725	年金証書 印鑑	本人申請(すみやかに専用はがきで届出) <u>なお、共済年金、恩給等は、各種必要な窓口で所定の手続をしてください。</u>
厚生年金加入者とその被扶養配偶者で、国民年金加入者の住所変更	年金加入者	各勤務先		各勤務先にお問合せください。
健康保険加入者の住所変更	健康保険加入者			
身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 特別児童扶養手当証書	左記手帳等をお持ちの方	市役所社会福祉課 自立支援係 Tel.0763-33-1111 内線 127	変更する手帳等 印鑑 マイナンバーカードまたは通知カードと身分証明書 【窓口で手続が必要です。】	
療育手帳	療育手帳をお持ちの方		療育手帳 印鑑 【窓口で手続が必要です。】	

※国民年金加入者(厚生年金に加入している配偶者の扶養でない方)の住所変更については、手続の必要はありませんので、4ページをご覧ください。

※手数料は無料です。

マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、在留カード関係

変更の種類	手続きをする人	手続き先	必要書類等	手続き期限等
マイナンバーカード及び電子証明書の住所変更	マイナンバーカードをお持ちの方	市役所市民課 市民係 Tel0763-33-1111 内線 132	マイナンバーカード	平成 29 年 4 月 24 日 以降、すみやかに変更 手続きをしてください。
通知カードの住所変更	通知カードをお持ちの方		通知カードと本人確認書類	
住民基本台帳カードの住所変更	住民基本台帳カード（顔写真付き）をお持ちの方 ※顔写真なしのカードの場合は、手続きの必要はありません。		住民基本台帳カード	
在留カードの住所変更	在留カードをお持ちの方		在留カード	

※個人番号カード及び住民基本台帳カードの住所変更には、暗証番号が必要です。

※手数料は無料です。

自動車、二輪車等

変更の種類	手続きをする人	手続き先	必要書類	手続き期限等
自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	自動車運転免許証をお持ちの方	砺波警察署 Tel0763-32-0110	運転免許証 【住所変更の場合】 「住所地番変更証明書」 または 「住所変更通知書」 【本籍変更の場合】 「本籍地番変更証明書」 または「本籍の変更について」	平成 29 年 4 月 24 日 以降、すみ やかに変更 手続きをして ください。
軽自動車の車検証の住所変更	左記車両をお持ちの方	軽自動車検査協会 富山事務所 （現住所地管轄の 軽自動車検査協会） Tel076-423-8472	登録（届出）状況によって、必要な書類が異なりますので、左記機関にお問合せください。	
普通自動車、オートバイ（126cc 超）の車検証の住所変更		富山運輸支局 （現住所地管轄の 運輸支局） Tel050-5540-2044		

※二輪車（125cc 以下）や小型特殊自動車所有者の住所変更については、手続きの必要はありませんので、4ページをご覧ください。

法務局（登記）関係

変更の種類	手続きをする人	手続き先	必要書類等	手続き期限等
土地・建物等不動産所有者の住所変更	土地・建物を所有している方	富山地方方法務局 砺波支局 〔土地・建物等の所在地を管轄する法務局〕 Tel.0763-32-2361	登記申請書 地番変更証明書 認印 （法人の場合は、法人の法務局届出印）	期限はありません。 ただし、売買・相続などの時には書き換えておかなければなりません。
抵当権者等の住所変更	土地・建物に抵当権・賃借権・仮登記などの権利者として登記している方		登記申請書 地番変更証明書 認印 （法人の場合は、法人の法務局届出印）	
会社等の商業・法人登記の所在地変更及び代表者等の住所変更	法人の代表者	富山地方方法務局本局 〔本店・支店の所在地を管轄する法務局〕 Tel.076-441-0599	登記申請書 地番変更証明書 会社、法人の法務局届出印 （代表者印）	【本店所在地について】 実施日から2週間以内 【支店所在地について】 実施日から3週間以内
会社の ・本店（主たる事務所） ・支店（従たる事務所） ・代表者等の住所変更登記				

※登録免許税は免除されます。

その他

変更の種類	手続きをする人	手続き先	必要書類 手数料等	手続き期限等
各種免許、許可証等の住所変更	各種免許、許可証等をお持ちの方	法律、条例等により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。		

※勤務先、学校、保育園、幼稚園、電話、電気、ガス会社等、あなたの住所を届けている所へもご連絡をお願いいたします。ただし、砺波市立小・中学校、砺波市立保育所・幼稚園への手続きは不要です。

※住所変更に伴う手続きの際には、事前に届出先に必要書類等をご確認ください。登録状況によっては、上記必要書類以外に必要なものがある場合があります。

（２）市役所・法務局が書き換える主なもの（手続きが不要なもの）

市役所や法務局などが職権で書き換える事項には、主に次のものがあります。

これらは、変更手続きの必要はありません。

市役所等が書き換えるもの

各種書類等	説明	担当課
住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録	市役所が新しい住所及び本籍に書き換えます。	市民課

選挙人名簿	市役所が新しい住所に書き換えます。	総務課
国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用認定証 標準負担額減額認定証	後日、新しい住所を表示した被保険者証等を簡易書留で送付します。	市民課
障害福祉サービス受給者証 ひとり親医療受給者証 児童扶養手当証書 重度心身障害者等医療費需給資格証 一部負担金還付該当者証	後日、新しい住所を表示した証書を送付します。	社会福祉課
子育て支援医療費受給資格者証 妊産婦医療費受給資格者証	後日、新しい住所を表示した証書を送付します。	こども課
児童手当（特例給付）受給者	受給者の住所変更は、市が新しい町名地番に置き換えます。届出の必要はありません。	こども課
国民年金加入者の住所変更	加入者の住所変更は、市役所が日本年金機構へ必要な手続きを行いますので、届出の必要はありません。 ※厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方は、配偶者の勤務先で手続きが必要です。	市民課
二輪車（125cc以下）や小型特殊自動車所有者の住所変更	所有者の住所変更は、市役所で行いますので、届出の必要はありません。	税務課

法務局が書き換えるもの

各種書類等	説明
土地登記簿	不動産の所在（表題部）について、法務局が新しい町名などに書き換えます。ただし、所有者などの住所（権利部）は本人の申請があるまで古い表示のまま変わりません。 住所変更の手続きについては、3ページを参照してください。
建物登記簿	

(3) 地番号変更証明書について

住所（施設の場所）等地番変更証明書は、平成29年4月24日以降、手続きに必要な枚数を無料で発行します。その際には、身分証明書をご用意のうえ、下記窓口にてお申し出ください。

手続きをする人	担当窓口	電話番号
住民登録されている方	市役所市民課市民係	0763-33-1111 内線 132
それ以外（会社・法人など）の方	市役所都市整備課区画整理係	0763-33-1111 内線 243